

第7回統計委員会・第9回基本計画部会 議事概要

1 日 時 平成20年3月10日(月)15:00~17:25

2 場 所 中央合同庁舎第4号館 共用第1特別会議室

3 出 席 者

【委員】

竹内委員長、吉川委員長代理、大守部会長代理、阿藤委員、大沢委員、出口委員、野村委員、廣松委員、舟岡委員、門間委員、美添委員

【統計委員会運営規則第3条及び6条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、
文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、
農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、
国土交通省総合政策局情報管理部長、環境省総合環境政策局環境計画課企画調査室長
日本銀行調査統計局審議役(統計担当) 東京都総務局統計部長

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長
貝沼総務省政策統括官(統計基準担当)

- 4 議事次第 (1)各部会の審議状況について
(2)基本計画部会各ワーキンググループの審議状況について
(3)その他

5 議事概要

(1)各部会での審議状況について

前回の統計委員会において総務大臣から諮問された社会教育調査に関し、平成20年2月19日に開催された第6回人口・社会統計部会での審議状況について、また、前々回の統計委員会において総務大臣から諮問された医療施設調査及び患者調査に関し、平成20年2月27日に開催された第7回人口・社会統計部会の審議状況について、資料1に基づき、阿藤部会長から報告があった。

各委員の主な意見は次のとおり。

《社会教育調査》

- ・ 社会教育施設の利用者の状況などのソフト面の把握については今後の課題とするとのことだが、この点は過去の統計審議会の答申において繰り返し指摘されていることなので、次回の調査の際は必ず対応していただきたい。仮に対応できないならば、その理由を明示すべきである。

- ・ 今回の調査計画の改定では、調査対象施設の拡張が予定されており、これに加えてソフト面の把握まで行うのは難しいのではないか。

《医療施設調査》

- ・ 医療施設の経営項目に係る他調査とのリンケージの在り方については、基本計画部会の議論に委ねるとのことだが、どのような項目がどのような手順でリンケージすることができるかについては、人口・社会統計部会で確認すべきであり、また答申にも反映する必要がある。

《患者調査》

- ・ 副傷病については、傷病率に大きく影響する可能性のある項目であり、今回、これを把握することとした点は高く評価したい。

前回の統計委員会において総務大臣から諮問された特定サービス産業実態調査に関し、平成20年2月27日に開催された第4回産業統計部会での審議状況について、資料2に基づき、舟岡部会長から報告があった。

各委員の主な意見は次のとおり。

- ・ 本調査については、地方公共団体から都道府県別表章を求められており、標本調査とすることができないため、全数調査で実施することが必要とのことである。しかし、過去に統計審議会の部会においてサービス業全体を対象としたサービス業基本調査の審議を行った際、地方公共団体は全数調査は不要と主張しており、今回、地方公共団体が一部のサービス業のみを対象とする本調査において全数調査が必要であると主張しているならば、そこに矛盾があるのではないか。
- ・ サービス業の多くは、都道府県域を超えて活動しており、都道府県別に把握して、その結果をどのように利用しようとするのかが疑問である。ブロック別に把握されれば良いのではないか。
- ・ サービス産業の品質をどのように評価するか等については、非常に重要なことであるが、短期間で答えが出せるものではないため、中期的に十分研究する必要がある。
- ・ 将来、サービス業基本調査は、経済センサスの中に包含されることとなるので、それとの関係で本調査にどのような役割を担わせるのかも視野に入れて審議する必要がある。

(2) 基本計画部会各ワーキンググループの審議状況について

基本計画部会各ワーキンググループ(以下「WG」という。)の審議状況に関し、第1WGについては資料4に基づき美添座長から、第2WGについては資料5に基づき舟岡座長から、第3WGについては資料6に基づき阿藤座長から、第4WGについては資料7に基づき廣松座長から、それぞれ報告があった。

各委員の主な意見は次のとおり。

- ・ WGで専門的な議論を積み重ねることは必要であるが、一方で基本計画を作っていく時の戦略的な事項が見えにくくなってきており、当該事項についても詰める必要がある。
- ・ 基本計画を実効性のあるものとするためには、統計作成に係る予算、人員等のリソースについて、統計委員会はどうかというメッセージを基本計画の中に盛り込む必要がある。また、財政的

には、新たな統計作成の必要性のみを主張しても財政当局の理解が得られないことから、当該主張に当たっては、統計調査の統合等による予算の節減とセットで提案する必要がある。

- ・ 仮にスクラップを出した上で新たな統計作成の必要性を主張したとしても、財政的な理由から新たな統計作成の必要性を否定され、単にスクラップを出しただけに終わってしまう危険性がある。
- ・ 「行政記録情報の活用」については、これに係る一般論は過去にかなり議論されており、また、その重要性から統計委員会で直接検討すべきものであると考えられるため、WGでは、一般論の議論は切り上げ、個別のかつ具体的に統計目的に活用すべき行政記録情報のリストアップ作業を行い、それを統計委員会に報告してもらいたい。
- ・ 「民間開放の在り方」についても、一般論の議論は必要なく、既に民間開放を行った事例を踏まえ、統計調査の調査対象や調査方法の特性に応じて民間委託が有効な調査のタイプや関係事務は何か、民間委託を行う場合にどういうことが担保措置として講じられるべきか等の点を詰め、今後、民間開放を推進する際の具体的な方針を出すべきである。
- ・ 「統計データの二次的利用」については、海外からの利用申請があった時の対応方法を議論しておく必要がある。統計データは国民の財産を使い国民の負担のもとで整備したものであることから、これを無原則に提供することは適当でないものの、海外での利用は日本の社会を理解する上で有益であり、統計の発展にもつながるので、何らかの道を開いておくべきではないか。
- ・ 現行の承認統計調査や新たな統計法の一般統計調査は、その中止について、法的に特に総務省の承認を要することとされていない。しかし、これらの統計調査でも重要な情報を含んでいるものがあり、所管部局の都合だけで調査が中止されることは適当でないため、こうしたケースにどのように対処すべきか検討する必要があるのではないか。

(3) その他

貝沼総務省政策統括官から、資料3に基づき、基幹統計の考え方について説明があった。

次回の委員会は来年4月14日(月)の15:00~17:00に、今回と同じく基本計画部会との合同で開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>